平成２９年（フ）第５２２号
広島県東広島市志和町志和東2936番地
破産者　株式会社マツオカ電気（旧商号株式会社西井電気）
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７号
青森県上北郡おいらせ町下明堂45番地２号
破産者　株式会社泉プラン
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１０８０号
東京都東大和市芋窪２丁目1915番地の９
破産者　佐久間　京
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３８０号
東京都日野市万願寺５丁目５番地の７富士美荘203
破産者　髙瀬　裕得
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８７９号
横浜市都筑区仲町台５丁目５番１号Ａ－５
破産者　株式会社アンティ
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１４９号
神奈川県大和市南林間５丁目12番７号
破産者　有限会社関水工務店
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
岐阜県各務原市川島松原町309番地１
破産者　ＬＩＢＥＲＴＥ合資会社
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１７４号
岐阜県本巣市下真桑1191番地９
破産者　寿電化株式会社
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４６２号
静岡県榛原郡吉田町片岡1936
破産者　観音産業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７６号
静岡県伊豆の国市長岡1101番地の１
破産者　有限会社あやめ薬局
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５５号
名古屋市熱田区一番３丁目５番２号　富田方
破産者　笹山　芳一
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
京都府久世郡久御山町森川端98番地１
破産者　インフィニティテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６６号
京都市中京区西ノ京右馬寮町12番地の４プレサンスロジェ京都二条302号
破産者　有限会社プレフェリータ
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２４号
京都市南区吉祥院里ノ内町81番地１
破産者　有限会社グラッツ
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７６号
栃木県佐野市石塚町568番地13　県営石塚住宅６号棟42号室、前住所栃木県佐野市植上町1297番地14
破産者　Ｎ・Ｋ・Ｆこと　長島　　恭
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第７７号
栃木県佐野市石塚町568番地13　県営石塚住宅６号棟42号室、前住所栃木県佐野市植上町1297番地14
破産者　長島　芳子
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第９１号
栃木県足利市八幡町２丁目19番地２　ロイヤルガーデン306
破産者　石塚　正行
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３９４号
仙台市青葉区二日町16番20―508号、従前の住所仙台市若林区大和町５丁目13番17―701号
破産者　工藤　勇治
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６７６号
仙台市宮城野区田子１丁目27番15号　コーポサンフラワー202、従前の住所仙台市宮城野区岩切字余目南89番地
破産者　後藤　末治
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係